

令和元年6月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

委員長名	今井久敏
委員会開催日	令和元年6月28日(金)、7月1日(月)
所属委員	[副委員長] 佐藤義憲 [委員] 遊佐久男 椎根健雄 古市三久 宮下雅志 亀岡義尚 太田光秋 川田昌成



今井久敏委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…4件
 ：承認…1件
 ※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…2件
 ：否 決…3件
 ※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)
- (3) 請 願：不 採 択…2件
 ※[請願はこちら](#)

(6月28日(金) 保健福祉部)

古市三久委員

旧優生保護法関係について、対象者は本県にどのくらいいるのか。

子育て支援課長

県内の対象者は533人である。これは県と国の統計資料で確認したものである。

古市三久委員

なぜこども未来局の所管なのか。

子育て支援課長

子育て支援課において母子保健を所管していることから、我々が所管している。

古市三久委員

優生手術等を受けた方について、都道府県によってどのような方が受けたか書類が残っているところとないところがあると思う。本県は残っていないとの理解でよいか。

子育て支援課長

旧優生保護法が施行されていた間、県においては優生保護審査会で優生手術の対象になるかどうかを審査していた。

本県では、その審査会を経たもののうち117人分の書類が残っている。そういった意味で、審査書類として残っているものから確認できるのが、先ほど述べた533人のうち117人となっている。

古市三久委員

審査会は県に1つか、それとも地域ごとに実施していたのか。

また、書類が残っていない理由は何か。

子育て支援課長

優生保護審査会については都道府県ごとに設置されていた。

書類が残っていない理由は、公文書の保存期間等が定められているため、一部確認できない書類がある。

古市三久委員

この問題についての公文書は、何年保管とされていたのか。

子育て支援課長

今、手元で確認できないため、後ほど回答したい。

古市三久委員

残っている書類は、その公文書の保存期間が過ぎても残っていたとの理解でよいか。

子育て支援課長

委員指摘のとおりである。

古市三久委員

残っているものといないものがあることについて、保存期間が過ぎたものは捨ててしまってもよいはずである。それが残っていたのは、何か理由があるのか。それとも、単に廃棄しないでたまたま残っていたのか。

子育て支援課長

事情はさまざまあると思うが、文書の保管場所等については複数カ所あり、処分せず残したのが実態だと思う。

古市三久委員

今となってはそれがよかったかどうかはわからないが、たまたまあちこちに置いてあって、廃棄しないで残っていたとのことである。

これは全ての書類が残っていなかったとしても、国では県から得た情報をずっと保管していたのか。

子育て支援課長

毎年国に件数を報告しており、その報告件数から今回533人との推計を出した。

古市三久委員

昭和何年から何年までで533人なのか。

子育て支援課長

法律が施行された昭和24年～平成8年である。

古市三久委員

かなり長い期間である。県は昭和24年～平成8年に533人を国に報告していたとのことだが、これまで公表されてきた人数と差がある。本県では非常に古い方の書類が残っていないとの理解でよいか。

子育て支援課長

これまで公表してきた人数とは、昭和20年代の分で差が生じている。

古市三久委員

この差は、当初のころの昭和20年代の数とのことである。

固有名詞はわからないため、とにかく申請してもらえないのか。

子育て支援課長

名前まで承知しているのは117名である。それ以外の方は、委員指摘のように請求してもらうまで我々は名前はわからない。

県としては、被害に遭った皆様に情報が届くよう、さまざまな手段を通して周知、広報を行っていききたい。

古市三久委員

117名については申請するよう県から通知を出し、それ以外の方については、心当たりのある方は来てくださいということか。

これは市町村ごとの人数も不明なのか。

子育て支援課長

市町村ごとの人数は承知していない。

また、個人への通知であるが、被害に遭われた方で、家族に一切伝えていない、あるいは当時のことを思い出したくない方もいると想定されることから、通知の実施は考えていない。

古市三久委員

あくまでも申請主義で、申請者には一時金を支給するが、申請しなかった方については支給しないとのことである。承知した。

亀岡義尚委員

プレミアム付商品券事務経費について、保健福祉部とのかかわりがいま一つぴんとこないが、どのようなことに使う予算か。

保健福祉総務課長

プレミアム付商品券事業については、事業の目的が低所得者と子育て世帯への支援であるため保健福祉部で所管している。

事業の中身としては、20%がプレミアム分となり、1セット額面5,000円の商品券を4,000円で販売し、それを最大5セットまで発行するものである。

県の事務としては、市町村からの事務に関する問い合わせや説明会、プレミアム分の市町村から国への補助金交付申請などの事務手続を行う経費として約400万円を計上している。

亀岡義尚委員

説明してもらったがなかなか理解が進まない。周知方法を正しく行わないとしっかりした業務執行ができないのではないと思うが、わかりやすく伝達するためどのように周知するのか。

保健福祉総務課長

対象者への周知は、県においてホームページなどにより広報している。これは全国的な事業であるため、国でも広報している状況である。また、市町村でも独自に広報している。

古市三久委員

民生委員の定数の議案であるが、双葉町の定数が2、3名ふえている。ほかの市町村は押しなべて減っているが、双葉町は世帯分離して世帯数がふえたため民生委員の定数がふえたとの理解でよいか。

社会福祉課長

双葉町については、世帯数の減少と、町の意見を踏まえて1名減となっている。

古市三久委員

承知した。

亀岡義尚委員

関連で聞く。民生委員の定数を定める条例に係る新旧については承知した。旧の部分について、各市町村の充足率はどうなっているか。

社会福祉課長

充足率については、今手元に資料がないため後ほど説明したい。市町村ごとにまちまちである。

今井久敏委員長

ただいまの亀岡委員からの質問について、執行部では資料の提出は可能か。

社会福祉課長

可能である。

今井久敏委員長

それではお諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認める。

執行部ではいつまでに提出可能か。

社会福祉課長

本日中に提出する。

今井久敏委員長

それでは、本日中に15部提出願う。

古市三久委員

こども未来局長の説明の中で、待機児童が昨年度より97人減とある。これは、市町村で能動的に保育所などをつくったことで待機児童が減ったのか。総体的に子供が減少する中で、何もしなかったが減少したのか、理由を聞く。

子育て支援課長

平成30年度、13市町村の26施設で定員を約1,200名ふやしており、こういった対策のもと待機児童が減少した。

古市三久委員

1,200人ふやしても依然として274人の待機児童がいるとのことである。これは今年度、何か実施するのか。

子育て支援課長

保育所等の施設を整備しても、働きに出たい親がふえているといった要因がある。県としては待機児童の解消に向けて、大きくは施設整備を図っていくことと、施設がふえるとどうしても保育士不足の問題が生じるので、保育士確保に対して支援していきたい。

古市三久委員

昨年の待機児童は何人いたのか。1,200人ふやしてそれが解消されないのは、なかなか理解できない内容である。

子育て支援課長

平成30年4月1日現在の待機児童数は、371名だった。

古市三久委員

それ以外に入る人がいたから依然として274名が残っているとの理解でよいか。

子育て支援課長

ミスマッチがあり、例えば市街で子供を預けたいと思っている場合、郊外の保育所があいてもそちらには預けずに、あくまで待っている方も多々いる。そういった方が多いことから、定員を1,200人ふやしてものみ込めない。また、先ほど述べたように、子供を預けて働きに出たい方がふえているといった実態もある。

古市三久委員

この数に出てこない潜在的な人が結構いるのではないか。

子育て支援課長

委員指摘の潜在的な数であるが、待機児童にカウントするのは、市町村を通じて認可保育所等に申し込みをしてもそこ

に入れず、認可外に預けている方である。そういった潜在的な待機児童数は多いと承知している。

古市三久委員

待機児童のカウントは、認可外の人だけとのことである。その数は、認可外の保育所に聞いて待機児童をカウントしているのか。

市町村では、毎年の生まれた子供の人数や、ゼロ歳から何歳までが何人いると全部わかる。その中で預けられている子供が何人であるから差は何人と、誤差はあると思うが出てくる。そういったことは行っていないとの理解でよいか。

つまり待機児童は、あくまでも認可外に預けた人の数を認可外の保育所から聞いて計算しているのか。

子育て支援課長

待機児童数については、県から市町村に照会し、市町村で集計している。

古市三久委員

平たく言えば、市町村で行っているため県は把握しておらず、市町村から来た数をカウントしているとのことである。

子育て支援課長

各市町村においては保育需要を調査し、それに基づいて施設の整備計画等を立てている。委員指摘のとおり、そういった過程の中で、県は市町村から待機児童数の報告を受けている状況である。

古市三久委員

県は待機児童解消にいろいろと取り組みたいとのことだが、実数等については市町村に任せている。その中で、待機児童解消に県はどのような役割を果たすのかとなったときに、保育所の整備に補助をするなどしていると思うが、どうか。

子育て支援課長

待機児童数のうち0～2歳児がかなり多くの数を占めていることから県としては、例えば小規模事業所の保育施設を認可保育施設に変えたり、あるいは小規模保育施設を建てる施設整備に補助金等を出すなどの対策をとっている。

古市三久委員

このように書かれていると、県が待機児童解消に向けてもっと違った施策を打つのかと思ったが、聞くと、依然として同じようなことしか行っていないと思う。

今、企業内保育所に対する補助金などもあるが、うまくいっていないと聞く。さまざまなことを実施していると思うが、なかなか機動的にうまく待機児童解消につながっていないと思うので、ミスマッチが生じないようにしっかりと取り組んでもらいたい。よろしく願う。

亀岡義尚委員

関連で聞く。私が懸念しているのは、10月から始まる保育の無償化についてである。

無償化になり、祖父母に預けて仕事に行っている人たちが、金がかからないのならば保育所に預けようかとなった場合に、ますます需要が高まってしまうが、それに対応できる環境が果たしてできているのか。

当然、県は取りまとめ役で、市町村が担っていることは理解しているが、保育士が相当足りないと聞いている。保育士について、本県にどのくらい免許を持っている人がいて、また、私の周りにも保育士免許を持っているものの違う仕事についている人もおり、そういった休眠している人の数は把握しているか。保育士確保に努めるとうたっているのに、実情を聞く。

子育て支援課長

保育士資格を持つ方の人数であるが、例えば保育所をやめた方でも資格の取り消しは行っておらず、実数としての保育士数はつかんでいない。

亀岡義尚委員

かなりいるとの認識か。数字がわからないためはっきり答弁できないか。

子育て支援課長

例えば、保育士が結婚して子供を産むような場合、一度職を離れる形でやめてしまう場合もある。そういった方が多々いることはいろいろなところから情報が入っているため承知しているが、その実数までは把握していない。

亀岡義尚委員

市町村は、10月から進めるに当たっててんやわんやだと思う。今どのような状況か、県では把握しているか。粛々と進めなければならないし、私も不安に思っているので、市町村の今の状況、あるいは県民ニーズはどういったものがあるかを聞く。

子育て支援課長

今の市町村の状況であるが、先般、県から市町村の事務担当者に対し、幼児教育・保育の無償化に伴う事務手続等の説明会を開催して説明した。一部市町村においては、今度は市から各事業者、いわゆる幼稚園、保育施設等の事業者への説明を開始したと聞いている。

今後10月までの間に、市町村においては、改正後の子ども・子育て支援法に基づき保育所等以外の施設を新たに無償化の対象となるための確認をする必要がある。

今、市町村においてはそういった準備をしている状況と捉えている。

亀岡義尚委員

よい制度ということで決まったので、円滑な実施に向けて、市町村としっかりと連携しながら進めてもらいたい。

古市三久委員

県民健康調査課長に甲状腺がんの問題について質問する。

先日、県民健康調査課からいろいろと協力を得て、患者の家族と話し合いをさせてもらった。家族の方々も非常に良かったと言っていたので、これからも引き続きそのような場をつくるよう願う。

県としては初めてということもあったと思うが、当事者と意見交換をした感想などを聞く。

県民健康調査課長

先日、家族の方、また患者本人から、その悩みや課題等を直接聞くことができたことは非常に有益だったと認識している。

古市三久委員

以前は県民健康調査課長もそのような集まり等があれば来て話を聞いていたこともあったようだが、最近はそのことがずっとなかったと思う。

先日、初めてそのような場をつくってもらった。今後、この前のような場を引き続き設けてもらい、いろいろな場面で要望していきたい。また、家族の方の集まりも結構実施しているので、ぜひそうしたところにも来てもらいたいと思うが、課長の考えを聞く。

県民健康調査課長

要望についてはさまざまな団体から受けており、課としてその声を直接聞く機会は、前回も含めてこれまでもあった。

また、直接県民から課に問い合わせ等も受けているので、引き続き県民の声を直接聞きながら施策に反映していきたい。

古市三久委員

問題は、声を聞いて、その声をいかに県民健康調査の総体的な施策に反映していくかだと思う。今後ともそういった機会を捉えて、しっかりと患者と家族等の声を聞いてもらいたいと思うので、よろしく願う。

次に、第13回の甲状腺検査評価部会（以下「評価部会」という。）の報告書について、幾つか聞く。

2巡目で見つかった71例の甲状腺がんについて、いろいろと検討してこのような報告書になったと思う。先行検査で見つかった102例について、前回の報告書は放射線との因果関係はないとなっている。しかし、通常地域のがん登録から推計される有病率に比べて数十倍高いとも言われている。

今回は、国連科学委員会（UNSCEAR）の推計甲状腺吸収線量を用いて解析を行い、線量の増加に応じて発見率が

上昇するといった一貫した関係は認められないとなっている。そして現時点において、本格検査（検査2回目）に発見された甲状腺がんと放射線被曝の間の関連は認められないとなっている。

これは、「現時点」という留保をつけたのだと思うが、この理由について県はどのように考えているか。

県民健康調査課長

先日3日の評価部会において取りまとめがなされたところであり、この取りまとめについては、今後上部組織である「県民健康調査」検討委員会（以下「検討委員会」という。）で再度検討された上で出されるものである。「現時点」の部分の捉え方については、あくまでこの検査2回目の評価として、放射線との関連は認められないとの取りまとめがなされたことと認識している。

古市三久委員

とりあえず2回目についてもそのような検査結果になったとのことである。

線量と甲状腺がんの発見率に明らかな関連はなかったとの結論であるが、評価部会の中の資料1-2について、この資料が修正されたのはいつか。

県民健康調査課長

委員指摘の資料1-2は、2月20日に開催された第12回評価部会の資料であるが、その後、4月8日の検討委員会において部会長から報告された際、この資料の一部に修正が必要な点が見られることがわかったものである。

古市三久委員

修正を県が把握した時期はいつか。

県民健康調査課長

検討委員会の直前に県に報告があり、具体的な日にちで述べると検討委員会の前日である。

古市三久委員

検討委員会の前日とは4月7日か。

県民健康調査課長

4月7日である。

古市三久委員

今回の報告書の根拠となるデータは、ことし2月に県立医科大学が提出した「市町村別UNSCEAR推計甲状腺吸収線量と悪性ないし悪性疑い発見率との関係性」であるが、2月に提出されたデータは大きな誤りがあったと指摘されている。

その内容はプログラムの入力ミスであり、本来は、甲状腺疑いが1で、甲状腺疑いなしがゼロとするところを2~4の数字で入力した結果、オッズ比が実際の値よりも大幅に低くなっていたとのことである。これは極めて初歩的なミスである。客観的に見て、そのようなミスをするところのデータでは、データそのものの信頼性が非常に低いと思う。

4月8日に開催された検討委員会の記者会見で、部会長が指摘を受けて、次回の評価部会で正しい結果を出すと話をしている。

しかし、その結果を公表する前に評価部会の報告書が出されたと思うが、その辺についてはどのように考えているか。

県民健康調査課長

委員指摘の件は、資料の修正部分と部会まとめについての見解であると思うが、こちらについては6月3日の評価部会において、グラフの修正の説明が事務局からなされ、あわせて部会まとめの案も提出されて議論された。このグラフの修正についても事務局から説明があり、結論の修正はない旨説明され、そのことを踏まえて部会まとめについても議論がなされたことと認識している。

古市三久委員

先ほど4月7日に間違いを知ったとのことだったが、4月7日は日曜日である。それは、誰かから電話などで知らせを

受けたのか、それとも課長が県庁に登庁して知らせを受けたのか。

県民健康調査課長

4月7日については、課の職員から私に電話連絡があり、翌日の検討委員会の資料の一部に精査が必要な部分があるとの報告を受けた。

古市三久委員

職員は県庁に出ている、県立医科大学から連絡を受けたとの理解でよいか。県立医科大学は、誰がその職員に連絡してきたのか。

県民健康調査課長

4月7日に課の担当職員に県立医科大学から連絡があり、先ほど述べた8日の検討委員会資料に精査が必要な資料が出てきているとの報告を受けた。

古市三久委員

4月8日は検討委員会である。今の説明によると、2月22日の評価部会で出した資料が誤っていることがわかり、県民健康調査課の課員に連絡があったとのことである。

しかし、4月8日の検討委員会では間違いを修正しないまま報告している。これは誰が報告しているか。

県民健康調査課長

4月8日の検討委員会においては、まず、部会長から2月22日に行われた評価部会の報告がなされた。あわせて、県立医科大学からこの資料の精査が必要な旨の説明をしている。

古市三久委員

多分県立医科大学の大平教授だと思うが、間違いだったことについて4月8日の検討委員会で言及しているか。

県民健康調査課長

本来であれば、資料の精査が必要であるため、評価部会の報告において、2月22日に提出した資料の一部に修正が必要な部分も含めて報告するところだったが、説明の中で少し言葉足らずなところがあり、今振り返ってみればその部分が十分に伝わらなかったと認識している。

古市三久委員

その後の記者会見の中で、間違っているのではないかと鈴木部会長が指摘を受けて、次回の評価部会で正しい結果を出すとして述べている。

そのため、間違いについて、検討委員が正しく認識するような説明はなされなかったと思うが、どうか。

県民健康調査課長

記者会見のやりとりの中で、委員指摘のとおり、部会長から見直したデータを提出した上で次回の評価部会の中で議論するとの発言があったかと思う。

この修正の部分については、部会まとめの議論のうち的一部分であるが、6月3日の評価部会で再度議論されて全体的な取りまとめがなされたと思う。

古市三久委員

資料1-2について、県が県立医科大学から内容の修正の報告を受けたのはいつか。

県民健康調査課長

先ほども述べたとおり、この資料について誤りがあると県が認識したのは4月7日である。

古市三久委員

県立医科大学から間違いがあると報告を受けたのが4月7日とのことである。県としては、4月7日にそのような報告を受けたのであれば、8日の検討委員会でそのことをきちんと報告することが県の役割だと思うし、なおかつ県民に対する説明ということからしても、4月8日の検討委員会で正しい解析結果をつまびらかにする責任があると思うが、どうか。

県民健康調査課長

資料の関係については前日に報告を受け、4月8日の検討委員会の中で同じ事務局である県立医科大学から説明をするとのことだったが、今振り返ってみると、その説明の中で趣旨が十分に伝わらなかったかと思われる。

古市三久委員

7日に認識したのに、8日の検討委員会で正しい報告を県立医科大学に求めなかったことは非常に問題があり、そのことによって報告書の信頼が得られるかどうかは非常に問題になると思う。

確かに6月3日の評価部会では修正したと述べているが、その経過の中できちんと説明をしていくことが県の役割であり、責任だと思うが、部長に聞く。

保健福祉部長

詳細については課長の説明のとおりかと思うが、県としては、評価部会や検討委員会で、必要な知識を持っている方々が、いろいろな場面で係数的なものが違っているなど意見交換をしながら話をまとめているので、必要な時期に必要な情報の共有は座長や部会長のもとでしっかりと行い、その上で考え方が出ているものと考えている。

古市三久委員

言っていることはわかるが、共有する状況が非常に問題だと思う。県が4月7日に知ったのであれば、その情報を検討委員会の委員に正しく共有することを県立医科大学に求めて、そうした説明をきちんとすべきだと思うが、どうか。

保健福祉部長

先ほど課長から説明があったとおり、翌日の検討委員会の中で誰が説明するかは事務局において調整した上で、県立医科大学で説明することになっていた。それが十分ではなかったかもしれないが、当然に必要な説明は必要な場面で行ってきていると考えている。

古市三久委員

記者会見で、誤りを修正していないのではないかと指摘されている。正しくデータを修正しているのであれば、そのような指摘はなされないと思う。しかし、そうした指摘がなされたことは、県なり検討委員会の内容が不十分だったと客観的に判断できるのではないかと。

これからそのようなことのないように、しっかりと情報共有できる体制を県が主体的につくってもらいたいと思うので、よろしく願う。

また、県が正しい解析データを受け取ったのはいつか。

県民健康調査課長

精査した上での県への資料提出については、5月23日である。

古市三久委員

5月23日に受け取って、それが6月3日の報告書となるわけだが、受け取ったデータは評価部会の方々にどのように情報共有したのか。

県民健康調査課長

部会員については、5月27日に資料を送付した。

古市三久委員

6月3日に報告書の案を部会長が提案したが、間違ったデータを直して5月27日に送付し、6月3日ということであれば、非常に時間的に短い。その中で、本当に部会員がそれを受けとめて報告書に反映できるかどうかは、極めて時間的な問題がある。そのような進め方は、県民に責任を負う立場からすれば非常に問題があるのではないかと。

県民健康調査課長

今回の部会まとめについては、7回議論が行われた評価部会の取りまとめであり、各回で議論されたものを集約したとの認識である。

資料の修正については、改めて6月3日にまずはその資料の修正等も含めてほかの議題も議論した上で、この部会まとめ案について、そのことを踏まえて各部会員に議論してもらい取りまとめたと認識している。

古市三久委員

2月22日～6月3日という4カ月ぐらいある。その中で、間違っただけデータについてはまとめの直前に修正データが出された。それで客観的に正しい分析がなされたのかとなれば、私は極めて信頼性に乏しく、そのような進め方は極めて問題があると思う。

留保つきで「現時点では」との報告書になっているが、このように検討委員会あるいは評価部会が行われているのであれば非常に問題だと思う。データの誤りがあったのであれば、やはり速やかに修正して報告すべきである。県は4月7日に把握して、8日に検討委員会を開催したが、なぜその検討委員会の中で報告したり、検討委員に資料を提示するなどできなかったのか、非常に問題だと思う。

今後そのようなことのないよう検討委員会を進めてもらいたいと思うが、どうか。部長に聞く。

保健福祉部長

県でこうした会議等を進めるに当たって、必要なデータの共有については座長等と打ち合わせをしながら進めており、必要な説明は必要な時期に行っていくこととしている。当たり前の話だとは思いますが、そういったことをしっかり考えてこれからも進めていきたい。

古市三久委員

必要か必要でないかは受けとめ方の問題であるが、私はこの進め方では必要なときに必要な説明をしているとは理解していない。県は、反省するところは反省して取り組むべきと思うので、ぜひそのように願う。

また、資料1-2は国連科学委員会（UNSCEAR）で公表している甲状腺吸収線量となっているが、これはどのようなデータがもとになっていると県は認識しているか。

県民健康調査課長

UNSCEARが2013年の報告書としてまとめたデータをもとに、評価部会で使用されたデータと認識している。

古市三久委員

それは私も理解している。

甲状腺吸収線量とあるが、福島第一原発の事故が起きて放射性プルームがあちこち出ていった中で、UNSCEARはそうしたいろいろなデータをもとにこの報告書をつくったと思う。それは、どのようなデータをもとにつくっているかを聞いている。

今課長が言ったことは誰でもわかる。質問に全く答えていない。

県民健康調査課長

UNSCEARの個別詳細データについては、その当時、今出されているそれぞれの科学的な論拠がある論文を中立性という立場のもとで推計してこの甲状腺吸収線量を算出したと認識している。

古市三久委員

UNSCEARのデータについて、県はそのように非常に曖昧なことを述べているが、これはそれをもとにつくられた報告書である。これについて、県は信頼性に足りるものと理解しているとのことでよいか。

県民健康調査課長

このデータを使用するに至った経緯であるが、専門家の集まりである評価部会の中で、このデータを参考にしながら甲状腺評価を行っていくとの意見が出され、これをもとに解析結果を説明したものである。

古市三久委員

本県で甲状腺の線量を測定したのは、1,080人程度と極めて少ない。そのため、そうしたいろいろな推計をしてこの報告書がつけられたが、これも推計である。推計であるから、どれが正しくてどれが正しくないかもよくわからない。

UNSCEARデータは、地表の放射性物質の降下量であるから、非常に部分的なことしかわからない。つまり、放射性プルームがずっと流れていって、それを吸収したかどうかは全くわからない。このUNSCEARのデータが、本当に県が信頼するに相当するデータかどうかは、今後検証してみないとわからない問題である。信頼されるためには、まだまだいろいろな点でデータの解析をしたり、放射線量の分析をしないと明らかにならないと思う。

県はUNSCEARのデータを正しいと認識していると思うが、データを県が信頼できるとする根拠は何か。

県民健康調査課長

この議論については先ほども述べたが、評価部会において、専門家のさまざまなデータがある中で、現時点においてはUNSCEARデータが一番信頼性に足りるのではないかとの議論をもとに、このデータを資料として使っていると認識している。

古市三久委員

今回はUNSCEARの分析で報告書を出したが、前回、先行検査の際は、セシウムによる地域割というか、4分割して分析した。

今回、UNSCEARにした理由について、前と違うもので分析し、解析して評価することになれば、信頼性に乏しくなる可能性もある。なぜ同じ解析方法をとらなかったのかとの疑問もあるが、どう考えているか。

県民健康調査課長

先行検査の評価を中間取りまとめで一旦行っているが、そのときは時点も異なっており、さまざまな論文等も出ている状況にあったと思われ、部会まとめにおいて、今後の評価の視点でもさまざまな課題等があるとの提言も出されていることから、引き続きこういった点も踏まえながら検討を進めていきたい。

古市三久委員

時点が違うとは、時間が違うとの理解か。

県民健康調査課長

先行検査の部会でのまとめについては、一旦平成27年3月に行い、28年3月に検討委員会としての中間取りまとめを行っている。

また、今回の評価部会については、29年から開始し、今回この部会の取りまとめとして検査2回目の評価をしたものである。

古市三久委員

それはそのとおりだが、なぜ同じ解析方法で評価をしなかったのが疑問である。その辺について、県はどう考えているか。

つまり、放射線量を含めた本県の状況は、前のものよりもUNSCEARのデータのほうが正しいということなのか。

県民健康調査課長

評価部会で専門家にさまざま議論してもらっており、その専門家が、UNSCEARのデータで評価してみるのが今一番評価に足りるのではないかとの議論もあって、こちらを使用していると認識している。

古市三久委員

県は専門家に全て任せているとのことだと思うが、それが本当に正しかったかどうかは将来的に明らかになると思う。

また、この資料を見るといわき市の線量が非常に高いが、いわき市は何日ごろが高かったと認識しているか。

県民健康調査課長

詳細な内容については手元に資料がないため、改めて確認して後日報告したい。

古市三久委員

資料1-2に地図が載っている。そこに20mGy以上とか30mGy以上と記載されていて、いわき市が30mGy以上となっている。そのことから、いわき市が高かった時期はいつごろと県は認識しているか。

県民健康調査課長

今手元に資料がないため、正確に回答できない状況である。確認して後日報告したい。

古市三久委員

1 巡目の報告で、30年分の甲状腺がんを見つけてしまったとの指摘があった。前回は過剰診断だったとのことだが、今回2 巡目で71例の甲状腺がんが見つかっており、71例というのは、県はやはり過剰診断と認識しているのか。

県民健康調査課長

今回の部会まとめの中で、過剰診断であったか、それとも早期発見、早期治療であったかは現段階ではわからないと評価部会で捉えており、県としても現段階ではわからないと認識している。

古市三久委員

この71例が見つかった要因は不明との認識でよいか。

県民健康調査課長

部会まとめの中では、現時点において放射線との関連は認められないと表記しており、今後の検討委員会で検討されると思うので、現段階で県側から結論づけられるものではないと認識している。

古市三久委員

確認するが、前の報告書は過剰診断となっていると思う。今回は過剰診断ではないかもしれないし、全くわからないということか。

県民健康調査課長

前回過剰診断だったかとの点については、前回においても、その時点についてはわからないものと認識している。

古市三久委員

前回はわからないという意味で過剰診断ではなかったとの認識か。

県民健康調査課長

先行検査時点の話になると思うが、わからないとの部分については、過剰診断か、それとも早期発見か早期治療も含めて、全てその段階ではまだわからないものと認識している。

古市三久委員

今回の71例もそのような認識とのことよいか。

県民健康調査課長

部会まとめにおいて、放射線との関連は認められないとの報告書案になっている。今後、検討委員会の中でも、その評価部会の報告を踏まえた議論が行われると認識しているため、現段階ではわからないとの形になると思う。

古市三久委員

承知したわけではないが、次の質問に移る。

資料1-2では、事故当時6~14歳、15歳、18歳と年齢で分けて、さらに10mGy未満など4つにグループ分けして記載している。しかし、人数がわからないことが委員からもたくさん指摘されていた。

これはそれぞれ何人か明らかにすべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

実際の数については評価部会の中での議論もあったが、今後、その検討も踏まえた内容になると思う。

古市三久委員

県は、公表できない理由は何と考えているか。

県民健康調査課長

実数については、さまざまな要因での分析や複雑になってしまう部分もあるので、わかりやすくまとめるためにこのような形になっていると認識している。

古市三久委員

わかりやすくと言うのなら、人数も入れたほうがわかりやすいと思う。

6月3日の評価部会の中で委員から、20mGy未満、20～25mGy、25～30mGyの受診者数の提示を求めたことに対し、大平教授は評価部会で考えてほしい旨を述べている。

南谷委員は、資料1-1のグラフに関する質問で、実数を示してもらえれば誤解しなかったとのことでよいかと述べているが、志村教授は発表は差し控えたいと答えている。つまり、実数を示してもらえばわかりやすいと言っている。

しかし発表はしないとして、評価部会の了承と大平教授は述べているが、県としては、評価部会の了承とは鈴木部会長の了承との認識か。

県民健康調査課長

部会資料の提示は、もともとこの分析についても評価部会から依頼して分析しているものであり、先ほどの評価部会の指示という部分については、その資料の出し方、あり方も含めて評価部会から事務局である県立医科大学に説明を求めたと認識している。

古市三久委員

そうではなく、評価部会の了承と大平教授は述べているが、評価部会の部会員から明らかにすべきとの意見が出ている。つまり、鈴木部会長の一存で決めているとの理解でよいか。

県民健康調査課長

部会員からのさまざまな意見等も踏まえながら、評価部会の意見としてまとめていると認識しており、部会長個人というより評価部会全体で取りまとめた上での結果と認識している。

古市三久委員

普通はそうである。しかし今回は、その評価部会から数字を出すべきだと、そのほうが皆正しい認識になると言われている。本来は、数字をきちんと出して評価できる中身にすべきと思う。

これは、県も主体的に、県民に説明するという意味でデータをきちんと出していくことが基本だと思うので、ぜひ検討委員会や評価部会にそうした話をしてもらいたいと思うが、どうか。

県民健康調査課長

県議会の委員から、そのような指摘があった旨を評価部会等に伝えていきたい。

古市三久委員

これは皆論文にまとめているが、論文とは検証可能であることが前提と言われており、そのためにはデータの公開は不可欠となっている。

4月8日の検討委員会後の記者会見で鈴木部会長が、こういった解析は最終的に査読のあるジャーナルの人たちと議論して決め、その信頼性を確保していくのが基本だと述べているが、鈴木部会長の発言している査読やジャーナルといった議論はあったのか。それについて県はどう認識しているか。

県民健康調査課長

今回のこの資料の提出については、先ほど述べた評価部会の中での検討と依頼を受けて県立医科大学で作成したものであるので、部会長から一般論として査読やジャーナルの話が出ているかと思うが、記者会見でデータの精査に対する質問を受けたため一般論として述べたものと認識している。

古市三久委員

これは県立医科大学のいろいろな方がたくさん論文を出していると思う。多分これも論文がこれから出ると思うが、その際そうしたことがなかったら私はだめだと思うので、検討委員会等のデータもきちんと信頼性が担保できるデータを提供すべきである。その点について、県が評価部会や検討委員会にしっかりと申し入れしてもらいたい。

6月3日の評価部会で、鈴木部会長は、UNSCEARの解析をベースにして報告書が出たと述べている。そのような

ことからすると、今述べた査読やジャーナルの討論などがなければ、あるいはそうしたことにたえられないのであれば、この報告書も信頼されることにならないと思うが、どうか。

県民健康調査課長

この資料については、部会から依頼されて作成しているものであり、限られた時間の中で適切に評価を行うべく行われたものである。今後については、県立医科大学に伝えながら対応していきたい。

古市三久委員

鈴木部会長は、各層の4つに分けた線量の人数について、査読つき論文として公開されればこの人数を明らかにできるが、その前には公表できないと述べている。そうすると、県民健康調査は誰のための調査なのかとなる。これは県立医科大学のための調査なのか、それとも誰か専門家のための調査なのか。

県民健康調査課長

県民健康調査については、この評価を踏まえて県民の健康を見守りながら、将来にわたって健康の維持増進に努めるものであり、この目的に沿って行っている事業と認識している。

古市三久委員

そうであれば、誰よりも先に県民の前に明らかにしなければならない。そうではなく、専門家などがいろいろと議論するために、それが終わらないと明らかにできないというのであれば本末転倒だと思う。県民健康調査は県民のために行っているのであるから、全て最初に明らかにするのは県民である。

県民に明らかできない部分は幾つかあると思う。しかし、県民健康調査は県民のために実施しているのだから、専門家に明らかにする前に、県民に明らかにしてはどうかと、それが基本的な考え方だと思うが、部長に聞く。

保健福祉部長

県民のために行っている調査であるとの課長の説明のとおりであるが、今行っているデータやまとまっているものが何を意味するのか、それをわかりやすく県民に伝えるために、検討委員会を開き、県立医科大学でそういった知見を持っている方たちが分析して取り組んでいる。わかりやすく県民に出すために議論を展開しており、それを進めていくことが一番よいと考えている。

古市三久委員

そのとおりである。県民にわかりやすくというのであれば、どの地域の人がどのぐらいの線量を浴びたのかについて、明らかにすべきである。それがブラックボックス的になっていると、県民は安心できないのではないか。

そのためデータの中身について、速やかにつまびらかにするよう検討委員会に求めていくべきと思うが、どうか。部長に聞く。

保健福祉部長

そういった出し方も含めて、評価部会なり検討委員会で議論してもらいたいと考えている。

古市三久委員

そのような立場であるなら、今の部長の見解を検討委員会なり評価部会に伝え、意見を反映してもらいたいと思うので、よろしく願う。

また、資料1-2には集計外の人が含まれていない。やはり集計外の人を含めて検討すべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

使用されているデータについては、県民健康調査甲状腺検査の中で、悪性ないし悪性疑いと診断された方のデータである。この検査の中で、こういったUNSCEARなり他の論文等の関連性を見たものである。

古市三久委員

さまざまな事情があって集計外になっている人がいるのは課長もわかると思うが、そのような方々も含めて解析すべきだと思う。それを行わないのは県民を差別することになってしまうので、そうしたことも含めて解析すべきと思うが、ど

うか。

県民健康調査課長

どのような解析をしていくのがよいかについては、評価部会の中で専門家の意見を聞きながら議論していきたい。

古市三久委員

県はこの調査を県民のために行っているのだから、県民を押しなべて公平に扱っていくべきである。集計内の人だけで解析するのではなく、集計外の人も含めて甲状腺がんになっている。あなた方は、現時点で放射線の影響と関係ないことを認めているのだから、そうした人も含めて放射線の影響がないことを明らかにすべきではないのか。それをしないのは、放射線の影響があるからではないのかと思ってしまう。

県は専門家に調べてもらい、現時点で放射線の影響がないことについて太鼓判を押している。私は科学者ではないので、それを否定はしない。県がそう思うのであれば、多くの県民をそこにに入れて本当に放射線の影響がないことを検討したほうが県民のためになると思うが、どうか。

県民健康調査課長

検討委員会も評価部会もあくまで県民健康調査の枠組みの中で行われているものであるもので、そこから得られたデータをいかに評価していくかを評価部会で議論し、そして検討委員会で検討するものと認識している。

古市三久委員

県は、集計外の11名は検討委員会の枠外との理解か。

県民健康調査課長

集計外の11名については、県民健康調査の中で対応したものではなく、調査の枠の中に入っていないからこそ集計外とされているが、県民健康調査の目的と、保険診療等で得られる部分については分けて考えるべきと認識している。

古市三久委員

集計外と言っても、県民健康調査で検査を受けた方も入っていると思う。最終的に2次検査や手術まで行ったかどうかは不明だが、最初は多分県民健康調査の枠で検査していると思う。いろいろなそごがあり、入り口から出口まで県民健康調査の枠内に入らなかった方もいるが、依然として県民であることは間違いない。なおかつ甲状腺検査サポート事業でもサポートしている。そうしたことからすると、言っていることが矛盾している。

私の考えがおかしいのであればそれでよいが、よく調べて、本当にこれは県民健康調査の枠外なのか、何が枠外なのか、それを次回の委員会までに明らかにしてもらいたいと思うが、どうか。

県民健康調査課長

委員指摘の件については、どのような形になるかも踏まえて検討していきたい。

古市三久委員

この報告書について、ある人は60点、ある人は50点と述べている。そのような報告書が、県としてのお墨つきでよいのか。大体の委員が80点や85点、90点であればよいが、実際に委員がそのように述べている。

2月22日の評価部会、4月8日の検討委員会、6月3日の評価部会という経過で来ているが、先ほど述べたように、県がきちんとやるべきことをやっていればこのような問題にならなかったと思う。しかし、そうした経過の中できちんと説明してこなかったことや責任を果たしてこなかったことが、委員からのこのような点数になっていると思う。

県の検討委員会や評価部会の進め方に問題があると思うが、どう考えるか。

県民健康調査課長

委員指摘の点については、評価部会終了後の記者会見での各委員の感想として述べられたものと思う。それも踏まえ、部会まとめの中でも、限られた時間と限られたデータの中で、できる限りのことをした上での今回の評価、検査2回目の取りまとめということもあり、その点については今後の評価の視点という形で何点か課題も出されているため、引き続き評価部会及び検討委員会で検討し、県としての対応を決めていきたい。

古市三久委員

全て専門家に任せにするのではなく、県がどのように関与していくかが極めて重要だと思う。

データの放置という表現が正しいかは別にしても、4月7日に県が把握して、それについて8日の検討委員会では余り正しく説明されなかった。そして5月になって修正データを受け取り、6月3日の評価部会となったことは、私は進め方に極めて問題があると思っている。

先ほど、そのようなところに反映すると述べていたが、最後に部長に聞く。今まで行ってきたことを反省し、県民に安全・安心が担保できる報告書にすべきだと思うが、どうか。

保健福祉部長

部会長なり座長のもとで議論しており、部会長なりの責任のもとで方向についてまとめていくということで、各委員との議論が十分行われている。議論やデータが足りないのであれば、評価部会や委員会の中で議論される話であるので、最終的に各委員の了解を得た上で、部会長なりがまとめていく流れの中では、それはあるべき姿であると考えている。

そのため、どのような時点で情報を共有しているのか、外から見てわからない部分などについてはきちんと整理されるよう、正すべき点は正す、わかるようにすべき点はわからせるということは述べていきたい。

古市三久委員

前段の説明の部分は部長の考えだと思うが、後段の部分が大事だと思う。確かに県には専門家はいないので、これを専門家に任せていくことはそのとおりだと思う。しかし、県民の安全・安心を考えたときに、県がどのような立場で検討委員会や評価部会を運営していくかについては、非常に大きな責任があると思う。そのような意味で、しっかりと責任を果たしてもらいたい。

次に、甲状腺検査サポート事業について幾つか聞く。

甲状腺検査サポート事業については、この前の患者本人等との話し合いの中でも、非常に手続きが煩雑で、もっと簡素化できないかとのことだった。医療証のようなカード的なものを発行して、どこへ行っても簡単に治療などが受けられるようにすべきではないかとのことだが、県はそうしたことは全く検討していないのか、検討中なのか、その辺はどうか。

県民健康調査課長

先日、直接患者本人及び家族から要望を受けたが、こちらについてはこれまでも検討を続けており、簡素化に向けてどのようなことができるのか、一つ一つ課題を洗い出しながら、どのようにすれば一番負担軽減につながるのかを引き続き検討している。

古市三久委員

医療証のようなカード的なものを発行してもらうのが一番だが、県は人数が少ないためなかなか難しいと述べている。しかし、過疎地でも乳幼児向けの医療証を発行しているところがある。

原発事故によりこうした甲状腺がんの検査をして、甲状腺がんを発症して、治療を受けて、非常に不利益をこうむっているのに、国に働きかけて、人数が少なくても医療証や医療証を代替するような制度をつくるべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

対象者の負担を軽減する手法はさまざまあるかと思うが、どういった手法が一番負担軽減につながるのか、また、それは保険者や医療機関なども関係していることもあるので、国とも協議しながら検討を続けていきたい。

古市三久委員

サポート事業について、そのような事業があることをわかっていない方もまだまだいると思う。周知の仕方はいろいろあると思うが、もっと積極的に皆がわかるような広報を行うべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

甲状腺検査サポート事業の周知についての質問であるが、県のホームページ等で周知を行うほか、直接甲状腺検査の対象者に向けて甲状腺通信というものを年2回発行しているので、その中で周知を図るとともに、また、今回制度改正もあ

ったので、対象となる医療機関に制度改正の周知を図っていくことにより、より周知徹底していきたい。

古市三久委員

患者の中に遠距離通院をしている人もいるとの話があり、交通費を支給してほしいとの要望もある。この辺についてもぜひ検討してもらいたいと思うが、どうか。

県民健康調査課長

甲状腺検査サポート事業については、保険診療の範囲内での自己負担についての支援を行っており、その保険診療の範囲の中で対応していきたい。

古市三久委員

保険診療の範囲がどのあたりまでなのか直ちにわからないが、いずれにしても、不利益を受けながら頑張っている方がいるため、どのような内容になるかも含めて、負担が軽減される仕組みをつくってもらいたいと思うので、よろしく願う。

次に、3・11後のスクリーニングについて、県民からいろいろな話を聞いた。

東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質について、いろいろと研究している方がいて、少しずつ明らかになってきており、最近日本経済新聞が報じている。それによると、かなり膨大な量の放射性物質が放出されていることが、檜葉町や双葉町の観測所のろ紙から明らかになってきている。

県は3月14日に、保健福祉部地域医療課から緊急被ばくスクリーニング体制についてという文書を配布し、スクリーニングレベルを1万3,000cpmから10万cpmに変更するとした。政府が変更を認める前にこのような文書を配布したが、この文書の中身について地域医療課は把握しているか。

地域医療課長

この文書については県でも把握している。3月14日、保健福祉部地域医療課から緊急被ばくスクリーニング体制についてという文書を発出している。

古市三久委員

10万cpmとは地域医療課で配布したのだと思うが、当時はまだ正式にはこのようになっておらず、県立医科大学と相談して県独自に決めて配布したのか。

地域医療課長

当時の決定過程であるが、まず、3月14日から全身除染を行う場合のスクリーニングレベルを10万cpmとするとし、なお書きで1万3,000cpm以上10万cpm未満の数値が検出された場合は部分的な除染を行うとの文書の中身になっている。

その理由も付記されており、平成23年3月13日当時、文部科学省から本県に派遣された被曝医療の専門家、具体的には広島大学の谷川教授や福井大学の寺沢教授等及び放射線医学総合研究所研究員の意見、さらには県立医科大学の取り扱いなどを踏まえ設定するとなっていたようである。

古市三久委員

原子力災害対策本部はいつ10万cpmにするとしたかわかるか。

地域医療課長

把握していない。

古市三久委員

この変更は、3月21日に厚生労働省健康局総務課地域保健室が出している。つまりそれまでは本県が非常に混乱しており、スクリーニングをするのが大変だったためそうしたわけだが、水やいろいろなものがない中でそのような状況が続いたのだと思う。

また、緊急被ばく医療活動マニュアルというものがあるが、被災県民の登録はどこが実施したのか。

地域医療課長

福島県緊急被ばく医療活動マニュアルは、平成7年3月に県で策定したものであり、その活動マニュアルの中で、被災

住民の登録については各町の職員が行うとなっている。マニュアルにある様式で述べると、被災地住民登録票となっている。

今井久敏委員長

古市委員に述べる。これからたくさんこの質問をしようと思うが、委員の質問の趣旨を聞く。

古市三久委員

3月11日にある方が津島地区から避難してきてスクリーニングを受けたが、全身を測定器ではかったところ、針が振り切れてしまい、上着を脱がせられて厚手のビニール袋に入れられ、なるべく早く手や髪を洗うよう指示されたとのことである。

このような人たちに何か不利益があったときに、そうした記録等が残っていて使えるのかどうかなどを我々は質問されているため確認したい。

今井久敏委員長

承知した。

古市三久委員

被災県民の登録は各自治体が行うことになっているが、記録はどこかに保管されているのか。

地域医療課長

マニュアル上は、被災地の住民登録は本人から聞き取って各町が行うことになっているが、当時、大変混乱している状況でこういったマニュアルの想定を上回る規模の原発事故だったことから、現実にはマニュアルの手順どおりに進まなかった。スクリーニング会場の中には、そもそもそういった用紙の準備や配布ができなかったところもあったようである。

記録の残存であるが、一部登録票が県にあることが確認できた。ただ、全てではなく、本来は市町村長の証明を受けて本人が保管するようになっているものであり、県に残っているのは市町村長の証明もないものの一部が保管されている。

古市三久委員

スクリーニングは約20万人が受けているが、そのうちのどのくらいが残っているのか。

地域医療課長

数千の範囲の数である。

古市三久委員

スクリーニングでは汚染服の保管ということがあり、氏名、日時を記録して保管するとある。これは誰がいつまで保管するのか、まだ残っているかについては、どうか。

地域医療課長

当時のマニュアルによると、洋服や帽子等が汚染された場合については、あらかじめ決められたビニール袋等に保管して収納し、氏名、日時を明記して保管するとなっており、スクリーニングを担当した現場職員が保管するとはなっているが、中にはビニール袋を用意して、この袋に入れて別の着がえを用意してお持ちくださいとのケースもあったと聞いている。

古市三久委員

私がいろいろと話を聞いた方は、持ち帰ってなるべく早く体を洗って洗濯するようにとのことだった。

これは県でつくった文書かどうかわからないが、県は東京電力に引き取ってもらったとの話もある。県は除染した水は全て流し、なおかつ脱いだ衣服は東京電力に引き取ってもらったとのことだが、東京電力に引き取ってもらったことについて、県は把握しているか。

地域医療課長

委員指摘の東京電力に引き取ってもらったことについては、記録がないので確認はとれていない。

古市三久委員

どこでつくった文書かはわからないが、スクリーニングについて、かなり膨大なやりとりをした文書がある。その中に、地域医療課などいろいろな方が出てきており、国との話し合いの中でそのような話になっている。

様式3のスクリーニング測定記録票は誰が記入し、まだ残っているのか。

地域医療課長

スクリーニングについては、放射線技師を含む2人1組により、1人が測定してもう1人が測定記録票に記録を行うとなっている。記録票への記録はスクリーニングを担当した職員が行うとなっていたようである。

古市三久委員

汚染された場所やその数値は、記録票に全て記載されているとの理解でよいか。

地域医療課長

失礼した。測定記録票の保管の関係であるが、まず測定記録票については、先ほどの登録票と同じように一つのセットになって県に一部ある。その中に汚染部位や計数値が記載されたものがあるが、それがこちらに保管されているもの全てではなく一部のみとなっている。

古市三久委員

その中に除染の処置というものもあると思う。1次除染を実施した数や除染により発生した排水の処理など、排水は全て流してしまったと思うが、1次除染を実施した数はわかるか。1次除染は10万cpm以下との理解でよいか。

地域医療課長

当時のマニュアルによると、スクリーニングをして基準となるレベルを超えた場合、1次除染、いわゆる応急除染を行うとなっている。

除染の処置については、1次除染の場合、一つには洋服が汚染されていればそれを脱ぐことも除染の範囲であり、あるいは傷を負っていて傷のところが汚染された場合にはその部分を食塩水で流す、あるいは頭髪など頭の除染については湿った布でふき取る、そのほか全身除染もマニュアル上は1次除染にくくられている。

実際に1次除染を実施した人数は、こちらに正確な数字は残っていない。

古市三久委員

1次除染がわからないということは、鼻腔スミアの採取もわからないか。

地域医療課長

鼻腔スミアの採取に関しても、記録がないため確認できない。

古市三久委員

汚染の有無の判定は、当時その場所で誰が行ったのか。

地域医療課長

先ほど2人で行うと説明したスクリーニングチームのうちの1人、放射線技師等が測定を行い、除染の必要性を判断していた。

古市三久委員

1次除染後の身体検査において、頸部甲状腺検査を実施したとの記録はあるか。

地域医療課長

残っていない。該当者がいたかどうかについても不明である。

古市三久委員

私にいろいろと話をした方は、郡山市の体育館でスクリーニングを受けた。郡山市の体育館ではどのぐらいの人がスクリーニングを受けたかわかるか。

地域医療課長

郡山市の体育館で平成23年3月15日にスクリーニングを受けた人数は200人である。そのうち1万3,000～10万cpmだっ

た人数は25人、10万cpm以上だった方はゼロとなっている。

古市三久委員

3～6月にスクリーニングを実施しているが、総体的な人数や1万3,000～10万cpm、10万cpm以上の人数について、県は把握しているか。

地域医療課長

県では、平成23年3月13日～25年6月30日にスクリーニングを行った人数を把握しており、26万6,042人である。1万3,000～10万cpmだった人数は、現時点では未集計の状況である。10万cpm以上だった人数が、その期間で102名となっている。

古市三久委員

県は1万3,000～10万cpmはわからないとのことだが、わかると思う。それから、私が持っている資料では26万人ではなく、19万人余りであるので少し違うが、それはそれとして、そのような人数のスクリーニングを実施したとのことである。

また、スクリーニングの責任者が誰だったかの記録はあるのか。

地域医療課長

スクリーニング会場は各救護所になっていた。各所で2人1組でスクリーニングをしていたので、現場での責任者は基本的にそのスクリーニングチームになる。ただ、最終的には県の地域医療課が所管しているので、そういった意味では保健福祉部地域医療課になると思う。

古市三久委員

当時、スクリーニングを実施はしたが、県の緊急被ばく医療活動マニュアルのとおりに行っていたのはごくわずかで、記録が残っているものも残っていないものもあると私は認識したが、県はそれについてどのような考えか。

地域医療課長

繰り返しになるが、当初ある程度マニュアルを準備しており、マニュアルに沿ってそれぞれ訓練等も実施していたが、マニュアルを超える原発事故であったので、現実にはそのマニュアルどおりになかなか実施できなかったところがある。その辺については、現場でスクリーニングを行った職員からも具体的に聞いている。

ただ、スクリーニング体制は不十分だったが、仮にこういったよりどころとなるマニュアルがなければ、あのように実施はできなかったと考えている。

古市三久委員

私に話をした方は、記録が渡されなかったと述べている。記録を渡している人は何人かわかるか。

地域医療課長

実際に現場で記録を渡している人が何人かは把握していない。

先ほど述べたように、本来は本人に渡すべきものが残っていて県で保管している部分は一部あるが、実際には各現場で本当に記録をとったのか、あるいは渡したのか、大量に押し寄せるスクリーニングの方々に対応するために記録そのものもとらなかったのかどうかなど、そういったところについてはこちらでも記録がなく確認がとれていないのが正直なところである。

古市三久委員

これは全く記録がないということか、幾らかはあるのか。

地域医療課長

先ほど述べたように、登録票とスクリーニング記録票は、本当に一部の避難所に対応した部分については県に記録としてある。

古市三久委員

そのようなことについて、固有名詞を上げれば調べて回答することは可能か。

地域医療課長

正式に個人情報の取り扱いにのっとって請求してもらえば可能である。

古市三久委員

事故後に緊急被ばく医療活動マニュアルが改定されたと思う。

マニュアルはつくってあったが、実際には機能しなかったのが実態である。なおかつ、1万3,000cpmから10万cpmにスクリーニングのレベルを上げて混乱を招かないようにしたことについては私も理解するが、そのように簡単に上げてよいかどうかも委員の中でいろいろと議論なってきた経過がある。

本県は多分もうないと思うが、こうした事態が今後再び発生したときに、きちんと対応できる内容あるいは訓練をしっかり行っていかないと、また同じことを繰り返してしまう。

これは原子力災害に限らず、通常の災害についても同じだと思う。地域医療課として、今回の3・11の問題を受けて、原子力災害以外の災害においても県民の安全・安心を十分に確保できるようしっかりと対応してもらいたいと思うので、ぜひ検討願う。

佐藤義憲副委員長

私からは、健康ふくしま21の計画見直しについて聞く。

今回の方向性を見直しとしてそれぞれあるが、県と市町村、関係機関が連携しながらというのがどの項目にもある。この見直し概要については、市町村とどの程度共通認識を得られているのか。

健康づくり推進課長

健康ふくしま21計画の見直し、改定については、3月の健康ふくしま21推進協議会で、まず中間見直しの案を取りまとめ、その後、健康ふくしま21推進協議会の委員には市長会や町村会の方もいるのでその中で検討してもらい、また、その後見直し案についてパブリックコメントを実施するなど、市町村の意見を聞いたところである。

佐藤義憲副委員長

それぞれの現況値と改善度、達成度といった評価があるが、それらに対して、自分の町や村はどうかという評価は各市町村でも認識しているのか。

健康づくり推進課長

市町村ごとの課題については、健康ふくしま21計画とは別になるが、県立医科大学の健康増進センターにおいて福島県版データベースを構築中であり、その中で、まずモデル的に10市町村の国保データを取り込み、その課題分析等を行っている。

こちらについては、今年度、全市町村の国保データを取り込んで、その後協会けんぽからもデータをもらって取り込んだ上で、地域ごとに健康課題等を分析して各市町村に返す方向で考えている。

佐藤義憲副委員長

それは具体的に、今年度いつごろまでに実施する予定か。

健康づくり推進課長

データの取り込みは今年度中を予定しており、分析については、いわゆるモデル的な分析を今年度中にしたいということで今進めている。

佐藤義憲副委員長

市町村に分析して返すのは今年度は難しいとの認識で、来年度以降の話になってくるのか。モデルについては先行して実施するのかもしれないが、それ以外の全市町村について聞く。

健康づくり推進課長

委員指摘のとおり、各市町村に関する具体的な課題については来年度以降になると現在は考えている。一般的に医療費の分野でどうか、どういった疾病があるかなど典型的なことは今年度中にできれば実施したい。

佐藤義憲副委員長

今回の見直しを含め、例えば受診率の向上など、実際は各市町村によって課題が異なってくると思うので、そういったところはなるべく速やかに、県として全体的なところを見ながら市町村に対して指導を徹底してもらいたい。そうでなければ見直しても全く意味がなくなってしまうので、要望する。

(7月 1日 (月) 警察本部)

古市三久委員

今、通学路等の安全対策等について、県警本部を挙げていろいろと取り組んでいると思う。

各自治体に交通教育専門員等がいて、通学路の交差点などさまざまなところで朝1時間ぐらい交通指導することがあるが、県警本部としては、そうした人たちについて、どのような考えを持っているか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

交通教育専門員や交通指導員の方々については、各市町村の交通対策協議会が各市町村の交通安全対策をするために委嘱している方であると認識している。

警察本部としては、当然、地域の交通問題や情勢を詳しく知っている方であるので、非常に頼りにしており、いろいろと参考意見を得られると交通安全対策にも生かすことができるので、連携を図っている。

連携としては、各警察署で行っている各季の交通安全対策の会議に出席してもらい、また、各交通対策協議会の会議等については、警察署から警察官を派遣して必要な情報を提供している。

今後とも、一層連携を図って交通安全対策と一緒に取り組んでいきたい。

古市三久委員

確かに、いろいろと連携を図って取り組んでいるのだと思うが、私のところに、そのような方々からいろいろと改善点などの要望がある。しかし、なかなか難しいことがたくさんあり、また、意見交換の場などには行っていると今話があったが、いわき市の場合は、そうした総会に警察署から来て挨拶しているものの、定期的、日常的な意見交換の場は非常に少ないとのことである。

この方たちはボランティアで、雨や雪、風の日も毎朝、非常に苦労しながら行っている。一方、警察署の方は時々行って見てくるとのことである。

このように地域の専門員がボランティアで活動しているので、定期的に意見交換を警察署から提供し、情報共有しながら通学路等の安全対策にしっかり取り組んでいくべきと思うが、どうか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

全くそのとおりだと思う。参考にさせてもらう。

警察署によっては、交通安全指導員が、気がついたときに警察署の交通課に寄って必要な意見を述べ、顔見知りになって委員が指摘したようなことを行っているところもあり、その点ではいわき市は少し少ないのかと思うので、各署でそうしたやりとりができるよう今後指導していきたい。

古市三久委員

確かに、交通専門指導員が警察署に行つてそのような話をするにはあるようである。いわき市には1つの協議会があつて、3つの警察署があつて、別々に各署で取り組んでいると思うが、各署で問題を共有できる場合については、定期的に警察署から能動的に提供してもらいたいと思うので、よろしく願う。

椎根健雄委員

自転車について聞く。

最終的に2人乗り用のタンデム自転車などについて聞きたいと思うが、その前に、県内における自転車の事故や取り締まりなどの現状がどうなっているかを聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

自転車の事故の実態であるが、本年5月末現在で死者が3人である。前年比で1人プラスであり、その3人は全て高齢者である。けがをした方は174人で、前年比で10人プラスの状況である。

椎根健雄委員

亡くなった方やけがをした方もいるとのことである。本会議での今井委員長の質問で、自転車保険ということで自転車が歩行者にぶつかるなどの重大事故もあるといった話があったが、そうした歩行者を自転車が巻き込んだ重大事故について聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

自転車が被害者ではなく第1当事者となる事故については、5月末現在で14件発生している。

そのうち2人が死亡。この死亡とは、みずから第1当事者として亡くなってしまったということである。車に原因があったのではなく、自転車に原因があって亡くなってしまったもので、先ほどの3人のうちの2人である。

けがをした方が13人である。みずからけがをした、また相手とぶつかってけがをしたといった場合で、13人がけがをしている状況である。

椎根健雄委員

2人乗りなど自転車の交通ルールを守らないことは大変問題であるが、そういった中で、2人乗り専用でつくられているタンデム自転車は、福島県として公道の走行は認めているかどうかを聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

タンデム自転車であるが、自転車の乗車人員については、道路交通法で、各県の公安委員会がその安全性に鑑みて決めることになっている。

本県では、タンデム自転車は自転車専用道路では走行可能となっているが、自転車専用道路は道路法で定めており、本県の場合、自転車専用道路がないので実際のところ走る場所がない。自転車専用道路があれば走れるが、走るところがない。一般道路については、今のところ走行は禁止している。

椎根健雄委員

本県では4月から、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例が施行されたが、このタンデム自転車は、視覚障がい者も乗ることができる。前の方が運転していれば、後ろに視覚障がい者が乗っていても運転できるとのこと。他県では公道の解禁も行われてきているようだが、今後福島県としては、その辺の解禁についてどのように考えているか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

現在、国の自転車活用推進法に基づき、県でも自転車活用推進計画を策定することになっている。その中で、委員指摘の視覚障がい者の件や、自転車を利用した健康づくりといったこともあり、今、タンデム自転車の一般公道の走行に向けた県の道路交通規則の改正を検討中である。

全国では、道路全般で走行可能な自治体が24府県ある。自転車専用道路のみ走れる自治体が13都府県であり、自転車専用道路では走行可能だが、実際本県のように走る道路がないのが10県である。

現在、これから県民や関係者の意見等を聞きながら、危険性に支障がないかを判断した上で、走行可能となる方向で検討している状況である。

椎根健雄委員

ぜひ視覚障がい者など、そういった部分の声も聞いて対応してもらいたい。

亀岡義尚委員

私も今井委員長が一般質問で質問した件について聞く。

運転代行についてである。

まず、運転代行業の県への届け出の実情、また方部別の登録状況を聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

県内の代行の数については、5月末現在で311事業者を認定している。

亀岡義尚委員

方部別はわかるか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

把握しているが、現在手元に資料がないので後ほど回答したい。

亀岡義尚委員

今、課題になっているのが、AB間代行とのことである。

私も、数カ月前に自分が利用しているところが厳しくなり、夜すぐに帰りたいのに乗せられないとのことで、今では駐車場まで歩くことになってそうしているが、最近報道等もあり、私のところにもそのような話が寄せられてきている。

この点について、警察本部としてはどう認識しているか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

いわゆるAB間輸送とは、飲食店から客の車がとめてある駐車場まで、その間を運転代行の車で輸送することである。

緑ナンバーではない、自家用自動車である車に人を乗せて、料金を取り、有償で旅客を運搬する行為はいわゆる白タク行為であり、禁止される行為である。

警察としては、こういった健全な交通環境を阻害する行為に対しては違反情報の収集に努め、不適正行為について厳正に対処することとしている。

亀岡義尚委員

代行業で事故に遭った、あるいは加害者、被害者になった数ほどのくらいあるか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

本年5月末現在で、自動車代行業者が第1当事者となった人身事故については4件発生し、4人がけがをしている状況である。全て軽傷事故である。

亀岡義尚委員

代行業者には保険が義務づけられているとの話を聞いたが、そうなのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

代行保険というものがある。客の車を運んでいる最中に事故を起こしたときに、その客の保険ではなく、代行の保険で支払いできるよう、加入することが義務づけられている。国土交通省、今は県で行政指導等いろいろと監督することになっている。

亀岡義尚委員

311件の登録があるとのことだが、代行保険に加入しているかどうかは知事部局で把握しているとの認識でよいか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

警察も現場で街頭指導したり、各事業所に対して必ず立入検査をしているので、その際には不法行為がないよう、そういった点も踏まえて書類の調査等はするが、基本的に今の部分について管轄するのは、今であれば県となっている。

亀岡義尚委員

代行業は届け出制か、許可制か。

よく車体の脇に福島県公安委員会指定といった感じで出ているのを見るが、そういったときに、保険に加入しているかどうかは審査項目に入っているのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

まず代行については、認定制度になっている。

これについては所管する国の法律があり、代行業が始まったときに、暴力団の排除や道路交通法違反等事故が起きやすい環境にあることから、警察、国家公安委員会も一緒になってつくった法律である。

まずは一番現場を知っている警察、公安委員会に届け出がなされる。その中で、公安委員会で認定するに当たって欠格事項などに該当するかどうかを審査した上で、支障がなければ、国へ、今であれば県に届け出が来ていることを報告し、県でそれについて同意をした段階で認定となる。

亀岡義尚委員

認定は、一度認定されるとずっとと捉えてよいか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

本人が廃業するとか、違反があつて認定取り消しといった処分にならなければ続くことになる。

亀岡義尚委員

これについては県の部局とのかかわりが非常に大きいとの話が先ほどあつたが、代行業に関して、県の執行部側との協議は行っているのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

担当する部署が生活環境部の生活交通課となっており、代行の関係については日ごろから情報収集、情報共有を図っている。現地における街頭指導については、警察で行うときには、必ず県や各地方振興局から、また国交省から来てもらう形で合同で実施している。

亀岡義尚委員

先ほど述べたように事故も報告されている中、今、福島市でも代行業が随分活発に営業していると認識している。今井委員長の質問にあつたように、利用者は県民であり、事故に巻き込まれることが非常に心配される。

皆、業としてはしっかり行っていると思うが、義務づけられている保険に入っていないとの話も聞く。客、つまり県民は保険に入っているかどうかを乗車するときに聞くわけがないので、知事部局と連携しながら取り組んでほしい。

代行業は、社会的な地位がまだそこまでなっていない感じもするので、しっかりとしたルールに基づいた運営、あるいは警察としても指導助言が大事だと思うが、どうか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

全くそのとおりだと思う。所管する部分が県だから、警察だからということではなく、県で所管する部分でもそのように行っていないければ、当然違反であるから、警察として指導すべき、取り締まりすることになってくる。そういったことがあれば当然取り締まり、そういったことがないよう、日ごろから県の関係部局と一緒に指導していく。

現在、各事業所に対する立入調査を必ず年1回以上行っており、その際は警察部分だけでなく県の所管する部分についても全て点検し、指導していく状況であり、今後もそのようにしていきたい。

亀岡義尚委員

乗せる側、営業する側もそういったモラルやルールは遵守しなければならない。

あわせて我々乗る側である。私はもうなれたが、やはり飲むとわがままになり、早く家に帰りたい、すぐに乗りたいとなってしまう。そういった乗る県民側に対しても周知が非常に大事だと思う。

乗る側についても、そのようなルールがあることを知ってもらわなければならないと思うが、この点について、何か方法などは考えているか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

全く指摘のとおりである。県民が、いわゆるAB間輸送、タクシー類似行為が禁止されていること知らないで乗っている部分も多いと思う。タクシー類似行為は禁止されていることを、現在も各種会合等や安全運動期間中などの各種機会を捉えて警察からも広報しており、また、関係部局と一緒に広報活動している。今後より一層強力で各種機会を捉えて広報啓発していきたい。

古市三久委員

市道、県道、その他の道路の中央線や白線について、非常に薄れているところがたくさんある。なかなか予算がないなどの理由で、きちんとされていないところがたくさんあるが、白線が見えないなどが原因で交通事故になったことはあるのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

現状として白線や規制標示などが薄いところはあると思うが、それが原因で交通事故が起きたといった報告は1件も把握していない。

古市三久委員

白線は道路管理者の責任だと思う。警察は余り関係ないと思うが、どうなっているか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

公安委員会で実施している交通規制の道路標示については、公安委員会で設置する。中央線のはみ出し禁止の黄色い線や、一時停止のかかっている信号機のところの停止線などについては公安委員会で設置するが、規制のかかっている外側線や中央線などについては各道路管理者が設置することになっている。

古市三久委員

いずれにしても、押しなべてそのようなところがたくさんあり、停止線や規制のかかっているラインも曖昧になっているところが結構あると思う。学校の周辺などは特にそのようなことが必要だと思う。

公安委員会で予算をとって、福島県全体で一気の実施できるかはわからないものの、そうしたことについてしっかり取り組んでもらいたいと思うが、どうか。

交通規制課長

1例を挙げると、現在、横断歩道については県内で約2万カ所設置してある。

道路表示については毎年点検しているが、今回、滋賀県大津市での重大事故を受けて緊急点検を行い、横断歩道の道路標示が薄いところを約2,000カ所抽出し、そのうち保育園等の周辺など約1,000カ所について既に発注している。

委員指摘のとおり他の道路標示でも薄いところがあるので、道路規制に関するものは公安委員会が担当するが、道路管理者には交差点のカラー化などの対策を依頼するなど、連携して適切に対応していきたい。

古市三久委員

公安委員会は公安委員会の範囲の中でやるとのことだと思うが、道路であるから、全て一体的にいろいろな問題があるので、道路管理者と連携を図ってしっかり取り組んでもらいたい。よろしく願う。

また、道交法の改正によって、携帯電話の車での使用について規制が強化された話を聞いたが、どうなっているかを聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

携帯電話の使用については、今般、道路交通法が改正されて罰則が強化された。まだ施行にはなっていないが、今後罰則が強化されることになっている。

古市三久委員

携帯電話を車の中で使うことについて、どの辺までがよくて、どこからが悪いといった基準はあるのか。

交通部参事官兼交通指導課長

基準はない。運転中に携帯電話等を使つての通話を禁止している、あるいは画面の表示を注視してはならないと道路交通法に明記されており、それに違反すれば、時間的にどうかといったものはない。

古市三久委員

通話はすぐわかるが、画面を見ているかどうかはなかなか判断できない状況もある。

罰則は、どのぐらい強化されるのか。

交通部参事官兼交通指導課長

現在は、携帯電話等の使用に関しては、点数が1点、反則金が普通車の場合6,000円となっている。今後半年以内に施行され、点数及び反則金についてはこれから政令改正が行われるので、現時点において具体的なものは入っていない。

川田昌成委員

交通関係の問題が質問されているが、免許返納について聞く。

私も後期高齢になってどうしようかと思っているが、実態として県内ではどうなっているか。その辺の状況を説明願う。

交通部参事官兼運転免許課長

県内の免許の自主返納の関係について説明する。

ことし5月末現在で2,875人が自主返納しており、このうちほとんどが65歳以上の高齢者で2,779人である。4月末までは、前年4月末現在が2,123人で、前年比でマイナス15人だったが、5月になってからは増加傾向にある。5月だけで752人が返納しており、前年と比べて216件ふえている。

また、6月に入ってからと同様に、6月だけで779人が返納しており、前年比でプラス300人近くとなっている状況である。

川田昌成委員

安全・安心や利便性、高齢化社会の中で、どの視点で対応していくかとなると、生活面では非常に難しいものがある。返納するのは簡単だが、車がなくては生活できなくなり、いろいろなものに波及していく。利便性に視点を置くのか、生活の安全に視点を置くのかによって、毎日の我々の生活が一変してしまう。安心を得られるのはよいが、安心だけだとどこにも動きようがない。

特に我が県では、全県挙げて健康長寿に取り組んでいるが、健康とは何かといった場合に、例えば長生きすればよいとの問題でもなく、有意義な生活を送りたい、快適な生活を送りたいとなると、車が必要となる非常に社会的な問題がある。いろいろと言うのは簡単だが、その辺をどのように捉えていけばよいのか、幸せは人によってそれぞれ違う。

私の隣に94歳のおじさんが住んでいるが、何をやっているんだと他人にハッパをかけるくらい元気で、車で行ったり来たりして事故を起こさずにいる人もいる。先日、私も高齢者が事故を起こすのはこういうことかと体感したのだが、自分の家の庭でアクセルとブレーキを間違い、とっさのことに頭が真っ白になってしまった。道路だったら本当に大変だったろうと思った。

今本当に運転免許を返納するか考えており、もうすぐ免許更新になるので質問した。早く運転手つきの車に乗ればよいが火の車なので、どのような方向がよいか、その辺について県で何か考えがあれば聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

高齢になったからといって、全て免許証を返納してもらいたいとは思っていない。安全に運転できるうちは、安全に運転してもらいたい。ただ、誰でも加齢に伴い、判断機能、認知機能、身体機能は衰えるので、その機能の衰えを感じてもらえるように、警察本部では体験型の講習会等を開いている。

そういったところで、もし機能が衰えたらそれに応じた運転をしてもらいたい。その上で本人や家族が不安に思ったときには、警察署等に相談窓口があるのでそちらに相談してもらい、今後の対応を考えてもらうことが重要かと思う。

委員指摘のとおり、本県は公共交通が整っておらず、都市部のように運転免許を返してその後の生活でなかなか足が確保できる状況ではないため、その辺を判断しながらとなっている。

なお、返した後の足の確保は非常に大事だと思うので、各警察署を通して、交通関係機関、団体の支援を得られるよう、今県警本部でも支援を依頼している。

6月からは、福祉部門の各地域にある包括支援センターとも連携を図り、免許を返した方が希望すれば、包括支援センターに情報提供して、その後の支援を行うことで安心して返してもらえるよう取り組んでいる。

川田昌成委員

今説明があったように、地域間の連携が大事である。警察だ何だというのではなく、これだけ複雑多様化された毎日の生活の中で、私としては縦割り行政はそろそろ弊害が出てきていると感じる。やはり地域間で関連していかないと、健全な生活や豊かな生活などといっても、実態としては、利便性の中で非常に複雑多岐になっており、今携帯の話も出たが、余りに便利になり過ぎて便利と幸せとはどうなっているかというくらいに我々も時々戸惑うことがある。

今、規制の問題などがあるが、県民、国民からすればどこの行政が実施しようとも、安全で安心ならそれで心配ない。しかし、これはここ、これはここと縦割りにしてしまうと、難しくなってしまう。我々ももう少し長生きしたいと思っているので、その辺の連携をとりながら、地域間の関連性を強化してもらいたい。

そのような意味で、利便性の点と安全について総合的な考え方をしていかなければならない。これは行政、あるいは我々政治の仕事だと思うが、そうしたことが必要ではないかと思うので、よろしく願う。

宮下雅志委員

先日の県内調査で、警察機動センターを見せてもらった。そこで爆発物の処理車などを見せてもらい、非常にすばらしい訓練等をしていると思った。

先日郡山駅で、爆発物の疑いのあるかばんが放置されていたため、処理車が出動したとの報道を聞いて、あのとき見た車が行ったのだなと感じていたが、あの事件は空のかばんだったとのことである。その後どうなっているか説明願う。

警備部参事官兼警備課長

先日、郡山駅西口の構内において、不審なトランクが発見されると駅職員から駅前交番に届け出があり、その不審状況を確認するとともに、直ちに機動隊の爆発物処理班を現地に派遣した。そして中身の確認を行い、危険でないことはそこで認知できたが、あくまでも人の多いところであるので、早い段階で立入規制を行った。トランクは中を確認し、空だったため、そのものについては郡山署において公務拾得扱いとした。

宮下雅志委員

今回、危険がなかったとのことだが、空のかばんをわざわざそこに持って行って置く行為は、これ自体が例えば愉快犯などであれば非常に悪質だと思う。

つまり、忘れ物として置いてしまったのなら仕方ないが、例えばわざわざ空のかばんを人混みに持って行って置く行為は、考えようによってはテロなどに結びつくような、それを見たほかの人たちが、大騒ぎするからやってみようといった愉快犯的なことに連動していく危険性があるのではないかと感じた。

普通、我々の常識では空のかばんを郡山駅に置くことはしないので、そこが広がらないよう、この後そういった事案が起きないための何らかの対策が必要ではないかと報道を見て感じた。

これは、例えば本人を特定できたとして、何らかの犯罪の構成要件に該当する可能性はないのか。

刑事部統括参事官兼刑事総務課長

犯罪の構成要件的には、委員指摘のとおり、犯人にその意図があればなり得ることは十分考えられる。ただ今回の場合、そこまで特定できない条件があるので、今回の措置については、先ほど警備課長が回答したとおりの措置をとっている。

宮下雅志委員

恐らく、やった人の意識によっては犯罪を構成する場合もあるだろうとのことである。これからオリンピックなど、外国からも人がたくさん来て人の集まる機会が多くなる中、このような事案について、毎回空だった、安全だったと周りが大騒ぎするのは、やはり愉快だと見ている人がいたとして、結局またかとなってくると、例えば狼少年のように感覚の麻痺につながる危険性も若干あるのでないかと感じた。

ぜひその辺について、きちんと追跡し、なぜそうした行為をしたかを追うことは非常に重要な警備上の取り組みではないかと感じたが、認識を聞く。

刑事部統括参事官兼刑事総務課長

事案によって、例えば先日もあったが、中学校に悪意のある電話を入れるといったことであれば、行為者を特定してき

ちんと法に従って検挙していくとの方針については、多様な事案が発生しても貫いていきたい。

(7月 1日 (月) 病院局)

古市三久委員

多目的医療用ヘリについて、6月1日から休日も運航を開始したとのことだが、これは当初からそのような予定となっていて、今回準備が整ったため開始したのか、そのような要望があったため実施することになったのか。

また、30日運航して、休日にどのぐらいの搬送があったかを聞く。

病院経営課長

多目的医療用ヘリについては、昨年10月から運航を開始したが、初めから365日体制で運航するのは難しいため、医師、医療スタッフの体制が整っている平日の運航実績を積み重ねてきた。

運航開始後半年を経た中で、休日、特にゴールデンウィークには常磐道を活用する旅行者により交通量がふえていることもあり、事故が散見された。また、週末には避難者の一時帰宅等で交流人口がふえるなど、地域のニーズに対応するため6月から365日体制とした。

6月の運航状況であるが、6月は非常に雨が多かったため、30日の営業日のうち稼働日が13日にとどまったことから、6月の1カ月間については土日の運航はなかった。

古市三久委員

運航費用は、365日体制にしても全く同じとの理解でよいか。それとも幾らかプラスになるのか。

病院経営課長

ヘリの運航委託契約については、土日も含めた年間でヘリの機体と操縦士等のスタッフを確保するものであるため、今回土日に運航を開始したことにより経費が増額になることはない。